

## 参考：寄付金に関する税制上の措置

この寄付金は、法令に基づき、寄附金控除等の優遇措置を受けることができます。

### (1) 法人の場合

本財団は公益財団法人として認可されておりますので、①のほか②の特別枠両方の優遇措置が受けられることとなります。

#### ①一般的損金算入限度額

$$= (\text{資本金の額} \times 0.25\% + \text{年間所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

#### ②特別枠（公益財団法人に対する寄付金の特別損金算入限度額）

$$= (\text{資本金の額} \times 0.375\% + \text{年間所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

### (2) 個人の場合

その年に支払った特定寄付金の合計額を下記の式にあてはめ、控除額により①か②を選択いただけます。なお、賛助会費は税法上、寄付金として認められます。

①所得控除 = (その年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金) - 2,000 円

②税額控除 = (その年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金(一定の要件を満たすもの)の額の合計額 - 2,000 円) × 40%

※なお括弧内の金額は、寄附金の額の合計額は原則として所得金額の 40%相当額が限度です。

お問い合わせ先

公益財団法人 食の新潟国際賞財団事務局

(〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目425-9

白山浦庁舎1号棟4階)

TEL 025-201-8901

FAX 025-201-8902

E-mail [info@niigata-award.jp](mailto:info@niigata-award.jp)

URL <http://www.niigata-award.jp>